

平成30年11月27日（火）  
午後1時30分  
上下水道局3階 会議室

# 教育委員会定例会

## 議 案 書

傍 聴 人  
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第22号 市長からの意見聴取について

報告第23号 個人情報開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付について

署名人

高須教育長

秋元委員

# 11月教育委員会一般事務報告

(11月1日～11月27日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
11	2	金	校長役員会	11月校長会の案件について	教育研修センター
	3	土	寝屋川文化芸術祭(～4日)	式典(3日)、作品展示、舞台発表等	市民会館 他
			青年祭(～4日)	青年交流事業(舞台発表、作品展示等)	市民会館、アルカスホール
	5	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	6	火	第2回寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会	選定委員会	議会棟4階 第1委員会室
	8	木	大阪府都市教育長協議会秋季研修会	研修会	八尾市 LINOAS、みせるばやお 他
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	9	金	市指定文化財特別公開(～12日)	絹本着色方便法身尊像の公開	西正寺(太間町)
	10	土	寝屋川市立木屋小学校創立50周年記念式典	記念式典	木屋小学校
	11	日	三島・北河内地区対抗柔道大会	大会	茨木市立市民体育館
	14	水	寝屋川市文化財保護審議会委員委嘱状交付式及び第2回文化財保護審議会	委嘱状の交付、審議会	議会棟5階 第3会議室
	16	金	放課後子ども総合プラン運営委員会	会議	議会棟4階 第1委員会室
	17	土	寝屋川市立木田小学校創立50周年記念式典	記念式典	木田小学校
			平成30年度北河内地区青少年指導関係者連絡協議会「子ども・若者育成支援強調月間」記念行事	青少年育成功労者表彰、記念講演等	市民会館
	18	日	市民体育大会 剣道の部	大会	市民体育館
	19	月	総合教育会議		議会棟5階 第2委員会室
	20	火	学校訪問		
			教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			寝屋川市小学校音楽会(～21日)	児童による音楽発表	市民会館
	21	水	市町村教育委員会研究協議会全体会	行政説明、基調講演、パネルディスカッション	大阪市中央公会堂
			イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト(予選会)	生徒による英語発表	教育研修センター
	22	木	市町村教育委員会研究協議会分科会	事例発表・研究協議	大阪市中央公会堂 他
	25	日	市民体育大会 ソフトバレーボールの部	大会	市民体育館
	27	火	教育委員会11月定例会		上下水道局3階 会議室

11月・12月教育委員会行事計画書

(11月28日～12月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
11	29	木	小学生スポーツ大会	大縄跳び大会	市民体育館
	30	金	校長役員会	12月校長会の案件について	教育研修センター
12	1	土	囲碁・将棋活動推進事業後期 (～平成31年1月13日 20講座)	囲碁・将棋の講座	市民会館
	3	月	12月市議会定例会(第1日)	委員長報告(決算)、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	4	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	池の里市民交流センター
	5	水	文教常任委員会	付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室
	8	土	中学生の主張	中学生の主張発表会	第一中学校体育館
	9	日	市民体育大会 インディアカ混合の部	大会	池の里市民交流センター
			市民体育大会 マラソンの部	大会	淀川河川公園太間地区
	12	水	12月市議会定例会(第2日)	一般質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	13	木	12月市議会定例会(第3日)	一般質問	市議会議場
	14	金	12月市議会定例会(第4日)	一般質問	市議会議場
	18	火	12月市議会定例会(第5日)	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	20	木	就学指導委員会	就学指導に関する協議	議会棟4階 第1委員会室
	21	金	中学生サミット	市立中学校生徒会	教育研修センター
	25	火	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
教育委員会12月定例会				本庁2階 第1会議室	
27	木	就学指導委員会	就学指導に関する協議	議会棟4階 第1委員会室	

報告第22号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成30年11月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

報告第23号

個人情報開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成30年11月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

審査請求人法定代理人 [REDACTED] 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

弁明書の送付及び反論書等の提出について

【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による平成 30 年 4 月 5 日付け学指第 87 号  
開示拒否決定及び同日付け学指第 88 号開示拒否決定

審査請求人 [REDACTED]

上記法定代理人 [REDACTED]

審査請求日 平成 30 年 7 月 10 日

上記審査請求について、下記のとおり通知します。

なお、以下では、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）を「法」と表記します。

記

1 弁明書（副本）の送付

法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 29 条第 5 項に基づき、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

2 反論書等の提出

(1) 反論書の提出

法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 30 条第 1 項に基づき、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができます。

反論書は、正本 1 通を提出してください。

(2) 証拠書類等の提出

法第 32 条第 1 項の規定により、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

証拠書類又は証拠物は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 38 条第 1 項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされていますので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審査庁の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

(3) 提出先及び提出期限（上記(1)及び上記(2)に共通）

提出先 寝屋川市教育委員会  
(末尾記載の連絡先に提出してください。)

提出期限 平成 30 年 12 月 14 日 (金曜日)

【連絡先】

〒572 - 8555

大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

審理手続担当

TEL 072-824-1181 (代) 内線 3013

FAX 072-813-0083

平成 30 年 11 月 13 日

審査請求人 [REDACTED]  
上記法定代理人 [REDACTED] 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

### 弁 明 書

#### 【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による平成 30 年 4 月 5 日付け学指第 87 号  
開示拒否決定及び同日付け学指第 88 号 開示拒否決定

審査請求人 [REDACTED]

上記法定代理人 [REDACTED]

審査請求日 平成 30 年 7 月 10 日

上記審査請求について、処分庁は次のとおり弁明する。

なお、弁明に当たっては、本件処分を行った行政庁を「処分庁」と表記し、また、条例名等を次のとおり略記する。

略記	正式名称等
条例	寝屋川市個人情報保護条例（平成 9 年寝屋川市条例第 10 号）
本件運動会	平成 29 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に行われた寝屋川市立 [REDACTED] 学校の運動会
本件卒業式	平成 30 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に行われた寝屋川市立 [REDACTED] 学校の卒業式

#### 第 1 審査請求の趣旨に対する弁明

本件審査請求をいずれも棄却する。

との裁決を求める。



と主張している。

- (1) 本件処分は、請求に係わる個人情報の内容を「記録」から「記録用映像データ」と改ざんし判断していることから、刑法第 155 条に該当し、違法である。
- (2) 開示請求した者以外の情報について、本人以外の部分をマスキングしたり、映像を伏せるなどしたり、または音声のみであれば個人を特定できるはずもなく、条例第 13 条第 1 項第 2 号には該当しないのであるから、第 14 条第 1 項の規定に違反しており、違法である。
- (3) 本件処分により審査請求人は、人権や親権を侵害されている。

#### 第 4 審査請求の理由に関する意見

##### 1 第 3 1 (1)に対する反論

本件開示請求において審査請求人は、第 2 1 (1)及び(2)のとおり個人情報開示請求書に記載して本件開示請求をしているところ、処分庁において審査請求人に係る個人情報の検索を行った結果、該当する情報として、寝屋川市立■■■■学校が次年度以降の運動会及び卒業式の準備・運営の資料とするためにビデオカメラ等により撮影した「記録用映像データ」のみが存在することを確認したことから、「記録用映像データ」(データの記録媒体はSDカードであり、動画と音声为一体となったデータである。)を特定した。

したがって、審査請求人が主張する改ざん等の理由が失当であることはもちろん、記録用映像データ以外には本件開示請求に係る個人情報は存在しないものである。

##### 2 第 3 1 (2)に対する反論

###### (1) 不開示個人情報 (条例第 13 条第 1 項第 2 号本文)

###### ア 規定

条例第 13 条第 1 項本文は、「実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報を開示しないことができる。」と規定し、同項第 2 号本文は「開示請求をした者 (以下「開示請求者」という。)以外の者に関する個人情報であつて、特定の個人が

識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。」と規定されている。

イ 本件開示請求に係る個人情報について

(ア) 本件運動会の開会式の記録

本件運動会の開会式の記録用映像データは、開会式に参加する児童の様子を撮影したものである。

当該記録用映像データには、特定多数の運動会の開会式に参加する児童の姿及び音声並びに児童の胸のゼッケンから識別することができる学年及び氏名が写されている。児童の姿やゼッケンの学年・氏名等により特定の個人が識別されることから、当該記録用映像データには、不開示情報である、本件開示請求に係る本人（以下「本人」という。）以外の者に係る個人情報が多数含まれていることが明らかである。

(イ) 本件卒業式の記録（  が記録されている部分のみでも可）

本件卒業式の記録用映像データは、卒業証書授与の様子を定点で撮影したものである。

当該記録用映像データには、卒業式に参加している特定多数の児童の姿及び音声が写されており（寝屋川市立                        学校の卒業証書授与式の進行においては、舞台上のモニターに児童の氏名が投影され、当該児童が卒業証書を授与されている横に、次に卒業証書を授与される児童が舞台手前を向いて控え、前に授与が終わった児童が舞台下に移動していく等の様子が同時に写されており）、これらは特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、当該記録用映像データには、不開示情報である本人以外の者に係る個人情報が多数含まれていることが明らかである。

(2) 部分開示（条例第 14 条第 1 項本文）

ア 規定

条例第 14 条第 1 項本文は、「開示請求に係る個人情報を記録した公文書の一部に前条第 1 項各号に掲げる不開示の個人情報が記録されてい

る場合において、当該不開示の個人情報記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

#### イ 本件開示請求に係る個人情報について

##### (7) 本件運動会の開会式の記録

本件運動会の開会式の記録映像データは、運動会の開会式における動画と音声为一体となったデータであるところ、審査請求人は、「本人以外の部分をマスキングしたり、映像を伏せるなどしたり、または音声のみであれば個人を特定できるはずもなく、寝屋川市個人情報保護条例第13条第1項第2号には該当しない」旨を主張するが、記録用映像データの動画については、本人のみが写しだされる時間がなく、常に多数の児童が写しだされる中で、本人の映像に係る部分だけを区分することあるいは他の児童が写される部分を黒塗りすること等は、専門的技術を必要とし、処分庁においてこれを行うことはできない。

また、音声についても、記録用映像データから音声のみを抽出したデータは存在せず、それを抽出したデータを作成することは専門的技術を必要とすることから、処分庁において「不開示の個人情報記録されている部分を容易に区分して除くこと」はできない。

なお、審査請求人がいう「映像を伏せる」などして閲覧する方法については、そもそも本件開示請求は、開示の方法について「写しの交付」を指定してなされたものであり、閲覧の方法による開示の問題は、本件処分の違法性等とは関連性のないものであるが、念のため検討すると、当該記録用映像データを再生し閲覧させる際に、本人の音声記録されている部分のみを的確に再生することは操作技術上、非常に困難であることから、容易に区分できるものとは認められない。

##### (4) 本件卒業式の記録

本件卒業式の記録用映像データについても、卒業式における動画と音声为一体となったデータであるところ、(7)と同様に、常に複数の児童が写しだされる中で、本人の動画に係る部分だけを区分する

ことあるいは他の児童が写される部分を黒塗りすること等は、専門的技術を必要とし、処分庁においてこれをすることはできない。

また、音声についても、記録用映像データから音声のみを抽出したデータは存在せず、それを抽出したデータを作成することは専門的技術を必要とすることから、処分庁において「不開示の個人情報が記録されている部分を容易に区分して除くこと」はできない。

#### 4 まとめ

以上の次第で、審査請求の理由にはいずれも理由がなく、本件処分に違法又は不当なところはないため、本件審査請求はいずれも棄却されるべきである。